

第 3 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

令和2年6月18日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 3 回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

令和2年6月18日(木曜日)
午前9時58分開議
午前11時17分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和2年度熊本県一般会計補
正予算(第4号)

議案第19号 専決処分の報告及び承認につ
いて

議案第20号 専決処分の報告及び承認につ
いて

報告第1号 令和元年度熊本県一般会計繰
越明許費繰越計算書の報告についてのうち

報告第2号 令和元年度熊本県港湾整備事
業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告
について

報告第3号 令和元年度熊本県流域下水道
事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報
告について

報告第4号 令和元年度熊本県一般会計事
故繰越し繰越計算書の報告についてのうち

報告第5号 令和元年度熊本県流域下水道
事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報
告について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)に
ついて

報告事項

①新型コロナウイルス感染症に係る土木
部の主な取組み

②立野ダム建設事業の事業評価について

出席委員(8人)

委員長 高木健次
副委員長 楠本千秋

委員 城下広作
委員 松田三郎
委員 井手順雄
委員 淵上陽一
委員 河津修司
委員 岩田智子

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席したもの

土木部

部長 上野晋也

総括審議員

兼河川港湾局長 永松義敬

政策審議監 野崎真司

道路都市局長 村上義幸

建築住宅局長 原井正

監理課長 木山晋介

用地対策課長 馬場一也

土木技術管理課長 桑元伸二

道路整備課長 森博昭

道路保全課長 吉ヶ嶋雅純

都市計画課長 宮島哲哉

下水環境課長 森裕

河川課長 古城和人

港湾課長 原浩

都市計画課長 宮島哲哉

砂防課長 西田守

建築課長 小路永守

営繕課長 緒方康伸

住宅課長 折田義浩

事務局職員出席者

議事課主幹 宗像克彦

政務調査課主幹 西野房代

午前9時58分開議

○高木健次委員長 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまから第3回建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に3名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

次に、本日の委員会は、今年度、土木部の全課を交えての初めての委員会でありますので、初めに、執行部幹部職員の自己紹介をお願いします。

自己紹介は、課長以上について、自席から起立してお願いします。

それでは、上野土木部長から順次お願いします。

（土木部長、総括審議員～住宅課長の順に自己紹介）

○高木健次委員長 どうもありがとうございます。

今年度、このメンバーで審議を行いますので、よろしくをお願いします。

それでは、付託議案等の審査を行います。

初めに、上野部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

また、執行部からの説明については、効率よく進めるため、着座のまま簡潔にお願いいたします。

初めに、上野土木部長。

○上野土木部長 今定例会に提案しております議案等の説明に先立ち、最近の土木部行政の動向について御報告いたします。

まず、今年度は、熊本地震からの復旧の最重要課題でありました阿蘇へのアクセスルートの復旧が大きく進みます。国道57号北側復旧ルートと現道が10月に、国道325号阿蘇大橋ルートは来年3月に開通する見込みとなり、JR豊肥本線の8月運行再開と併せ、創

造的復興に向けて大きな弾みになるものと考えております。

次に、益城町の復興まちづくりとして取り組んでいる益城中央被災市街地復興土地区画整理事業につきましては、いち早く造成工事に着手していた箇所が完成し、今月末に地権者の方へ宅地引渡しを行うこととなりました。このことにより、新しい宅地で自宅再建に着手することが可能となります。

次に、幹線道路ネットワークにつきましては、国が進める九州中央自動車道の蘇陽―五ヶ瀬間と中九州横断道路の合志―熊本間の事業化が今年度新たに決定されました。

また、県におきましても、熊本天草幹線道路の本渡道路の令和4年度開通に向けて、第二天草瀬戸大橋の橋梁工事を全力で進めております。

今後も、引き続き、幹線道路ネットワークの早期整備に取り組んでまいります。

それでは、今定例会に提案しております土木部関係の議案等について御説明をいたします。

今回提案しております議案は、補正予算関係議案1件、条例等関係議案2件、報告関係5件でございます。

今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対策が最優先されることから、政策的な経費、いわゆる肉づけ予算の大半を9月補正予算で対応する方針ですが、熊本地震関連事業や公共施設の修繕、改修など、緊急を要する経費等として、23億4,000万円余の増額補正をお願いしております。

次に、条例等議案につきましては、専決処分の報告及び承認について、2件の御審議をお願いしております。

また、報告案件につきましては、令和元年度の繰越計算書の報告についてなど、繰越関係について、5件を御報告させていただきます。

その他の報告事項につきましては、新型コ

コロナウイルス感染症に係る土木部の主な取組など2件について御報告させていただきます。

以上、総括的な御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしく願います。

今後も、新型コロナウイルス感染症対策にしっかりと取り組みながら、公共工事を切れ目なく発注することで、景気の下支えに万全を期してまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

○高木健次委員長 引き続き、関係課長から順次説明をお願いします。

○岡山監理課長 監理課でございます。

本日は、説明資料といたしまして、令和2年度土木部幹部職員名簿・組織図、それから建設常任委員会説明資料、その他報告事項2点を準備いたしております。

それではまず、お手元の土木部幹部職員名簿・組織図をお願いいたします。

資料1ページをお開きください。

こちらは、土木部本庁の幹部職員名簿でございますので、後ほど御覧ください。

2ページをお願いいたします。

こちらは、土木部関係組織図となっております。

まず、右上の四角囲みを御覧ください。

本庁は3局13課、1課内室、49班、また、出先機関が広域本部11機関、その他事務所が7機関で土木部事業を推進いたしております。

令和2年度の組織機構につきましては、新たな政策課題に対応しながら、震災からの創造的復興の加速を図るために、例えば3ページ左上にございます益城復興事務所を記載しておりますが、街路区画整理の工務関係の執行体制を2課2班体制から2課5班体制に強

化するなど、組織体制の一部を見直し、必要な人員確保を行ったところでございます。

その他変更があったところには、アンダーラインを引いてございますので、後ほど御覧ください。

それでは、続きまして、お手元の建設常任委員会説明資料1ページをお願いいたします。

令和2年度6月補正予算について御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、先ほど部長総括説明にもありましたとおり、新型コロナウイルス感染症対策が優先されることから、政策的な経費につきましては、9月補正予算で対応する方針ですが、河川、砂防、港湾などの公共施設整備事業につきましては、上半期に着手すべき事業について計上をさせていただきます。

では、1ページの上の表2段目の今回補正額を御覧ください。

一般会計の普通建設事業につきましては、補助事業として、14億8,100万円余、県単事業として、7億3,200万円余を計上いたしております。また、災害復旧事業につきましては、補助事業として、5,100万円を計上いたしております。投資的経費計といたしまして、22億6,400万円余の増額となっております。消費的経費につきましては、7,500万円余を計上いたしております。一般会計としましては、23億4,000万円余の増額となっております。6月補正後の一般会計合計予算額は、3段目のとおり、568億9,600万円余になります。また、右側の特別会計につきましては、今回補正予算の計上はございません。

その結果、右側合計欄のとおり、一般会計、特別会計を合わせた今回補正額の予算額は、3段目のとおり、670億1,900万円余になります。

各課別の内訳表につきましては、下の表のとおりとなっております。

次に、2ページをお願いいたします。

令和2年度6月補正予算総括表でございます。

一般会計及び特別会計ごとに、各課の補正額とともに右側に補正額の財源内訳を記載しております。

表の最下段、土木部合計欄を御覧ください。

今回補正額の財源内訳として、国庫支出金が7億円余、地方債が12億400万円、その他が1億1,900万円余、一般財源が3億1,600万円余の増額を計上いたしております。

以上が土木部全体の予算額の状況でございます。

監理課からの説明は以上です。

よろしくお願いいたします。

○宮島都市計画課長 都市計画課でございます。

今回の補正予算に計上しております予算のうち、主なものについて御説明いたします。

資料の3ページをお願いします。

上から2段目の土地区画整理事業費でございますが、表左から4列目のとおり、補正額として、2億7,100万円余を計上しております。

右端の説明欄を御覧ください。

これは、益城中央被災市街地復興土地区画整理に要する経費でございます。

次に、上から4段目の都市公園整備事業費でございますが、表左から4列目のとおり、補正額として、9,200万円余を計上しております。

右端の説明欄を御覧ください。

これは、県民総合運動公園等の整備及び改修に要する経費でございます。

以上、都市計画課の補正額といたしまして、表左から4列目最下段のとおり、3億6,300万円余の増額となります。

この結果、都市計画課の補正後の予算総額

は、表左から5列目最下段のとおり、77億8,300万円余となります。

都市計画課は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○古城河川課長 河川課でございます。

資料の5ページをお願いします。

2段目の河川掘削事業費でございますが、表左から4列目のとおり、4億8,200万円余となっております。これは、洪水被害の未然防止や軽減を図り、河川の流下能力を維持するため、河道内の堆積土砂の除去を行う費用を計上するものです。

上から4段目の河川改修事業費でございますが、表左から4列目のとおり、6億6,100万円余となっております。

表右側の説明欄を御覧ください。

これは、国庫補助による河川改修等を行うもので、熊本市の白川ほか11か所の河川改修工事の費用を計上するものです。

5段目の単県河川改良費でございますが、表左から4列目のとおり、2,400万円余となっております。

表右側の説明欄を御覧ください。

これは、単独事業費として河川改良等を行うもので、山鹿市の岩野川の河川改良、阿蘇市の黒川ほか7か所の河川管理施設の整備等に係る費用を計上するものです。

6ページをお願いします。

2段目の河川等災害復旧受託事業費でございますが、表左から4列目のとおり、5,100万円となっております。

表右側説明欄を御覧ください。

これは、熊本地震に係る益城町の三竹橋の災害復旧事業を、県が受託して実施する費用を計上するものです。

この結果、河川課の補正後の予算総額は、最下段の左から4列目のとおり、99億7,600万円余となります。

また、今回、債務負担行為の設定をお願い

しております。

再度、5ページの2段目をお願いします。

2段目の河川掘削事業費について、表右側の説明欄を御覧ください。

事務機器等賃借の債務負担行為の設定として、令和3年度から7年度までの5年間の合計で限度額52万円をお願いしております。これは、河川課事業の施行に伴い必要となるファクスのリース契約を行うためのものです。

河川課からは以上でございます。

○原港湾課長 港湾課でございます。

資料の7ページをお願いいたします。

2段目の海岸高潮対策事業費でございます。

表左から4列目のとおり、3,400万円余の増となっております。

右端の説明欄を御覧ください。

これは、八代港海岸において、高潮発生時に備え、老朽化した海岸保全施設の防災機能を確保するための費用を計上するものです。

3段目の港湾調査費で5,400万円余の増となっております。これは、県で管理する港湾施設の定期点検の実施に係る費用を計上するものです。

4段目の港湾環境整備事業費で3,100万円余となっております。これは、熊本港のしゅんせつ土砂処分場の整備に係る費用を計上するものです。

5段目の単県港湾整備事業費で8,400万円余の増となっております。これは、単県港湾維持浚渫事業として、八代港において、航路しゅんせつの実施に係る費用を計上するものです。

6段目の港湾補修事業で1億9,000万円余の増となっております。これは、百貫港ほか1港において、港湾施設の補修を行うための費用を計上するものです。

以上、港湾課の補正といたしまして、最下段、表左から4列目のとおり、3億9,600万

円余の増となり、予算総額は、表左から5列目のとおり、29億2,600万円余となります。

港湾課からは以上でございます。

○西田砂防課長 砂防課でございます。

資料の8ページをお願いいたします。

今回の補正予算に計上しております予算について御説明いたします。

上から2段目の周辺障害防止対策事業費でございますが、表左から4列目のとおり、1,600万円余となっております。

右の表のほうを見ていただけますでしょうか。

これは、上益城郡山都町にございます陸上自衛隊大矢野原演習場周辺への土砂流出防止の施設整備のための全体計画策定に向けた事前調査に要する経費でございます。

次に、上から3段目の単県砂防施設維持管理費でございますが、2,600万円余となっております。

右手の説明のほうをお願いいたします。

これは、天草市の下津深江川ほか6か所において、既設の砂防設備の機能回復のために、土砂や流木の除去に要する経費でございます。

次に、上から4段目の土砂災害警戒避難対策事業費でございますが、6,000万円となっております。これは、土砂災害特別警戒区域のレッドゾーン内の居住者の安全区域への移転促進に要する経費でございます。

以上、砂防課の補正といたしまして、表左から4列目最下段のとおり、1億300万円余の増額となります。

この結果、砂防課の補正後の予算総額は、表左から5列目最下段のとおり、55億6,300万円余となります。

砂防課からは以上でございます。

よろしく願いいたします。

○小路永建築課長 建築課でございます。

9ページをお願いします。

3段目のがけ地近接等危険住宅移転事業費でございますが、表左から4列目のとおり、1,500万円の増となっております。

右側説明欄を御覧ください。

これは、土砂災害特別警戒区域等に居住する住民の安全な区域への移転促進を行うための住宅建設購入等に対する助成に伴う経費でございます。

以上、建築課の補正といたしまして、表左から4列目最下段のとおり、1,500万円余の増となります。

この結果、建築課の補正後の予算総額は、表左から5列目最下段のとおり、5億2,500万円余となります。

建築課からは以上でございます。

よろしく願いいたします。

○折田住宅課長 住宅課でございます。

10ページをお願いします。

上から3段目の公営住宅ストック総合改善事業費でございますが、表左から4列目のとおり、2億2,300万円余の増となっております。

表右側説明欄を御覧ください。

これは、県営住宅の改修に要する経費でございます。

上から4段目の高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費でございますが、表左から4列目のとおり、1,600万円の増となっております。

表右側説明欄を御覧ください。

これは、高齢者向けの優良な賃貸住宅を整備する民間事業者への整備費に対する助成でございます。

以上、住宅課の補正といたしまして、表左から4列目最下段のとおり、2億4,200万円の増となります。

この結果、住宅課の補正後の予算総額は、表左から5列目最下段のとおり、18億5,900

万円余となります。

住宅課からは以上でございます。

○吉ヶ嶋道路保全課長 道路保全課でございます。

道路管理瑕疵に関する専決処分の報告及び承認につきましては、説明資料の11ページの第19号議案から14ページの第20号議案までの2件でございます。

まず、資料の11ページの第19号議案でございますが、詳細は、右ページの概要にて説明をいたします。

本件は、令和元年9月18日午後7時45分頃、合志市竹迫地内におきまして、主要地方道大津植木線を軽乗用自動車で行進中、進行方向左側の竹林から倒れていた竹に衝突し、ボンネット等を破損したものであります。

運転者が前方を注視するなどして運転をしていれば事故を回避できた可能性があることを考慮しまして、被害額の5割に当たる26万9,075円を賠償しております。

続きまして、資料の13ページの第20号議案でございますが、右ページの概要をお願いいたします。

本件は、令和2年2月13日午後0時30分頃、上天草市松島町阿村地内におきまして、一般国道266号を軽貨物自動車で行進中、進行方向左側の斜面から落ちていた石に衝突し、左前輪を破損したものであります。

運転者が前方を注視するなどして運転をしていれば事故を回避できた可能性があることを考慮しまして、被害額の3割に当たる5,983円を賠償しております。

道路保全課の説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○木山監理課長 監理課でございます。

15ページをお願いいたします。

令和元年度繰越計算書の総括表でございます。

まず、1、繰越明許費でございますが、一般会計1件、特別会計2件、合わせて3件の報告となります。

まず、(1)の一般会計翌年度繰越額は、10課の合計で510億7,829万円余でございます。

次に、(2)港湾整備事業特別会計の翌年度繰越額は、5億1,089万円余となっております。

次に、(3)流域下水道事業特別会計の翌年度繰越額は、11億8,346万円余でございます。

3会計を合わせました翌年度繰越額は、最下段のとおり、527億7,265万円余でございます。

各課別の詳細につきましては、17ページから35ページにかけて記載をいたしております。個別の説明については省略させていただきますが、繰越しの主な理由といたしまして、関係機関との協議に不測の日数を要したなど、計画に関する諸条件によるものが約67%、用地買収の交渉等に不測の日数を要したなど、用地関係によるものが約16%等となっております。

では、16ページをお願いいたします。

2の事故繰越でございますが、一般会計1件と特別会計1件、合わせて計2件の報告となります。

(1)の一般会計の繰越額は、5課の合計で18億9,939万円余でございます。(2)の流域下水道事業特別会計の繰越額は、6,765万円、2つの会計を合わせました翌年度繰越額は、19億6,704万円余となっております。

各課別の詳細につきましては、36ページから41ページにかけて記載をいたしております。個別の説明については省略させていただきますが、事故繰越の主な理由といたしまして、熊本地震の影響により施工業者における人員確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要したためなどとなっております。

ただいま御説明をいたしました令和元年度

の繰越明許費と事故繰越の総額は、約547億円であり、これは、昨年度と比較し、約9割程度となっております。

熊本地震から4年が経過し、復旧・復興工事の完了が進むにつれ、繰越額も少しずつ減少してきております。これらの繰越事業につきましては、早期完了のため、全力を挙げて取り組んでいるところでございます。

監理課からの説明は以上です。

よろしくをお願いいたします。

○高木健次委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

ただいまの説明について質疑はありませんか。

○淵上陽一委員 皆さん、御苦労さんです。

今6月補正でありました繰越明許の説明を受けまして、最近ちょっと気になっておりました。地元に聞きますと、昨年の補正でありますとか、6月の骨格のことをもうしっかりやっていこうというふうに思いますということで説明を受けているところであります。

皆さんも御案内のとおり、コロナになりまして、職員の皆さん方が在宅勤務をするようになったということで、多分仕事も、その分は大分遅れてくるのではなかろうかという心配もしているところでもありますし、御案内のとおり、そもそも公共工事というのは、今も昔も、やっぱり景気の下支えをしているものだとは私思っております。部長の先ほどの説明の中で、今回の補正につきましては、新型コロナウイルスの対策が優先されることから、政策的な経費、いわゆる肉づけの予算は、大半9月予算になってしまうということでありまして、今ほぼコロナで、いろんな影響があるわけでありまして、その中でも、建設業というのは、その影響をあまり受けていない状況だろうというふうに思っております。

た。

これから大事になってくるんだろうというふうに思っております、1点は、今の発注の状況がどうであるかというのを教えていただければというふうに思いますし、もう一点は、多分今後のことになってくるだろうというふうに思いますけれども、国土強靱化であったり、経済対策の補正が多分出てくるというふうに思います。そのときに手元にいろいろなものがあれば、なかなか次の段階を待つというか、それに取り組むというのがなかなか厳しいのではなからうかというふうに思っております、できるだけ発注はやっていっていただきたいというふうに思いますし、今後に向けた取組について、部長にでもちょっとお話を聞かせていただければと思います。

2点、お願いします。

○上野土木部長 今2点御質問をいただきました。

まず、発注の状況ということで、今回の6月のいわゆる肉づけ予算が、主なものがほとんど9月に先送りになったということの御心配かと思えます。

私どもとしましては、令和元年度の補正予算というのが経済対策で2月にございましたし、それプラス元年度も少し繰越予算もございました。さらに、2年度のいわゆる骨格予算と言われるものにつきましても、通常よりも多く5割強を計上させていただいたところでもありますので、この2つの予算を使いまして、まずは上半期の中でそれらをしっかりと発注していくということでございますので、上半期の予算の執行としましては、例年並み以上に確保はされてありますので、その中で切れ目ない発注をして、さらに9月補正予算以降もまた予算を認めていただけましたら、下半期にもそちらの予算を使って、先ほども申しましたけれども、切れ目ない発注をしていくということが大事だなというふうに

考えているところが1点でございます。

それと、2点目でございますけれども、確かに、今のコロナの影響というの、ある意味、土木部というのは、コロナそのものの対策を打つような業務をやっているわけではございませんで、むしろコロナの影響をできるだけ最小化して、できるだけ通常業務と同じように業務を回していくと、そのことによって県経済の下支えをするということが私どもの使命かというふうに思っております。

そういう意味で、今回、国の2次補正の中には公共事業の予算というのはなかったわけですが、今後の展開では、秋以降の、それ以降の補正予算につきましては、また景気等を考えれば、そのようなことも当然想定されるわけでございますので、そのためには、先ほど申しましたような執行体制をきっちり取りながら、そちらのほうにも備えていくということが大事かと思っております。

さらには、国土強靱化のお話も御質問いただきましたけれども、この強靱化予算と申しますのが一応3年間ということで、令和2年度で一旦の区切りを持った予算ではございました。ただ、実態を見てみますと、まだまだ、御承知のように、今回の今日の雨も、いろんな今後の災害等も心配されますし、そういうことを考えますと、ぜひとも、私どものほうとしては、来年度以降もこの予算というものは必要かというふうに考えておりますので、先生方のお力もいただきながら、国のほうにも、それらのことについては求めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○瀧上陽一委員 発注、切れ目なくやっていく、今後のことについてもしっかり取り組んでいただくということで、ありがたいなと思っております。本当に、県庁土木部というよりも、土木部は、外にもいらっしゃるわけでありまして、本当に皆さん方、熊本地震から

の早期に復旧、復興をやっていく、だからもう4年以上になる、そしてコロナということでありまして、本当に心休まることが多分なかったんだろうなという思いがありました。本当に皆さん方には、心から、県民の一人として、お礼を申し上げたいというふうに思います。本当にありがとうございます。

もちろん、仕事としては、熊本地震からの復旧、復興、そして国土強靱化でありますけれども、実は、今回の梅雨で、昨日、河川、ちょっと壊れたところを見させていただきましたが、本当に県民の皆さん方の安心、安全の確保、これからも災害、いつ起こるかわからないわけでありまして、本当にしっかりその辺についても取り組んでいただきますようお願い申し上げます。終わります。頑張ってください。

○高木健次委員長 ほかに質疑は。

○松田三郎委員 今回の渚上委員の質問に関連いたしまして、私なんか、久しぶりの建設委員会なんで、ちょっと基礎的なことも含めてお尋ねをするかもしれません。

15ページの繰越しの説明で、監理課長から、総額で言うと前年の9割ぐらいということでした。その額だけ見たら、わあやっぱり土木は大きいんだなと思っておりましたけれども、令和元年度の繰越しを令和2年に繰り越した報告ということですよ。ですから、令和元年度は、不調、不落とか、まだ地震の関係とかもいろいろあって、恐らく地震の前はここまでなかったんだろうけれども、地震を契機として、いろいろな諸事情によって繰り越さざるを得なかったということで、それでも9割程度ということだと思っております。

だから、かねがね、私たちもできるだけ発注の平準化ということをお願いしておりました。幸か不幸かといいますか、さっきの部長

の説明でいくと、令和元年度の分が上半期に来るならば、一応結果的に平準化の一部を達成できるのかなという思いもしております。

それで、ちょっと質問というのは、内部の話で恐縮ですが、監理課長、例えば、6月の予定が、肉づけが9月以降に回されるというのは、これは知事はじめ部長もおっしゃったことでございます。ただ、6月の補正の査定の際に、9月以降の財政課の査定もしておりますという話も聞いたことがあります。これ、例えば、傾向として、繰越しが、やむを得ず繰り越した額が多い、繰越額を持っている課の折衝は、例えば、財政課から、いや、繰越しがまだ多いので、今年度はちょっと圧縮しますよというような話があるのかなのか、あるいはそれはそれで前年度の予算ですから、今年度は今年度でちゃんと見ますよという査定になるのかというの、ちょっと言える範囲で結構ですけれども……。

○木山監理課長 今御質問いただきました繰越しが、次の補正、また、当初予算等に影響するのかというお尋ねかと思えます。

こちらにつきましては、繰越しは繰越しとしてしっかりと土木部内で体制を組んで取り組んでいくわけなんです。補正予算または来年度予算につきましては、やはり県民の安全、安心の確保という観点から、公共投資は、どうしても必要な予算というのはたくさんございます。そういったところをしっかりと財政当局にも話をしながら、予算確保に向けては取り組んでいく予定にしております。

財政課との話の中でも、繰越しが多いから来年度当初予算を削るとか、そういったような議論は直接的にはあってございません。

以上でございます。

○松田三郎委員 分かりました。

折衝のほうは言いにくいところもあるかと思っておりますので、ただ、私たちも、県民の皆

様から、コロナの対策はもちろん必要だけでも、これは地震のときも同じような御心配ありましたが、それにやっぱり予算も有限でありますから、そっちに多く割く場合にはどうしても影響があるんじゃないでしょうか、また、業界の方々からは、やっぱりさっき課長おっしゃったように、その年度その年度で順次しっかり整備をすべき社会資本というのがあるわけだから、そこはしっかりしてほしいという話を我々も要望を受けておりますので、どうか、我々も応援団として、対財政課という、えらい財政課を悪者にしますが、皆さんとともにしっかりした予算を勝ち取っていきたいと思っております。

もう1つ、続けて、関連でいいですか。

さっき言いましたように、久しぶりということで、ちょっと細かくなりますが、繰越しの17ページ以降で、繰越しの理由というところで、見て大体分かるのもあります。例えば、資材の入手難、用地の関係というの分かりましたが、さっきちょっと御説明ありましたが、計画に関する諸条件、補償処理の困難、これは典型的な例で言うかどうか、ちょっと教えていただければ……。

○木山監理課長 個別の事業のところと言えるのは、総論でちょっとお話しさせていただきますと、例えば、計画に関する諸条件でありますと、例えば、地元の調整ですとか、関係機関との協議に少し時間がかかったですとか、あとは埋蔵物が見つかったとか、そういったところで計画がやむなく変更になるというケースがございます。

それ以外につきましても、例えば用地は、もう用地交渉等がございますし、あと補償関係の処理でいきますと、例えば、工事箇所障害となるものが出てきて補償交渉を行う必要が生じたとか、そういった個別の事情が発生してまいりますので、その件で繰越しにやむを得ずになってしまうといったような状況で

ございます。

○松田三郎委員 結構です。

○城下広作委員 8ページの分で土砂災害警戒避難対策事業費、これで、この分はいわゆる危険地域から移転する促進事業なんですけれども、この金額は大体何世帯分に当たるのかということと、県下には、このレッドゾーンで危ないと言われて、移転したほうがいいと言われるのは、もともとどのくらいいらして、そして今年は、今のところ補正でこのくらいという、また9月には本予算で、いやいやまだ増やすと、そういう考えがあるのか。だけど、今から梅雨で、危ないのは今からで、それ以降積んだとしても、ある程度災害の時期が終わってからするという形の考えになってしまう。本来は、災害の前に前倒して移転してもらい、そして事業対象者を明確にして、その事業で移転したことによって災害を逃れるというようなことになる事業だと思うんですけども、これの感覚、感じはどうか。

○西田砂防課長 砂防課でございます。

今の御質問に対してでございますけれども、まずは、今年度の予算、骨格で3,000万つけておりました。今回追加で6,000万要望させていただいています。移転費用は、1件当たり上限で300万円までとなってございまして、例えば、移転していただきますので、前の家を解体する費用、移転した後の移転費用、例えば、新しい家を購入される費用とか、アパートに行かれる場合は1年間分のアパート代を補償するような形になります。その最大限、多分300万以上になる、例えば、家を買いますと300万以上になりますので、でも、上限としまして300万までということになります。もし、そういう移転費用とかアパート代だけでしたら、多分300万切る

かと思えます。そうした場合は、そのかかった費用までということで、例えば、280万でしたら280万ということになります。

昨年度が、実際、これにつきましては、6,000万の予算を上げさせていただいておりまして、22件を移転させていただきました。そういった意味では、需要としましては、大体それに見合う形になってございます。

先生から御指摘ございましたレッドゾーン内に県内では1万9,000軒、家がございます、それをすぐすぐに移転というのはちょっと時間もかかりますし、まだまだここに住みたいという方もいらっしゃいますので、そういった意味では、家を造り直すときに移転してもらおうというタイミングがあると思います。そういったことと、土砂災害に対して防衛できる家を補強する予算というものもございます。そういった部分で利用させていただきたいということを考えております。

以上でございます。

○城下広作委員 大体分かりました。予算の規模も大体前年の実績とか、300万というのも知ってましたけれども、災害が起こって、よくいろいろ災害のあれを見れば、現実に起こった報道とかいろいろ見ると、ここは明らかに危なかったけれども、その前にどうもできぬだったんだろうとか、早く逃げないかぬだったろうとか、場所がどうだったんだろうとか、そういうことを予見してこういう事業があるんですけども、本当に、明らかにというか、かなり厳しい状況のところは、ある意味では、率先してそういうふうなことを促すということも、やっぱり人命から考えると大事なことかなと。だから、この事業というのは非常に大事な分、今まで全然支援がなかった分、こうやってバックアップしながら、愛着があるところでも危険を回避するというのをやる事業ですから、しっかりとPRしながらやっていただきたいと思いますし、

対象の件数というのは結構多いですから、そのように見合うような形の予算化もしっかり頑張っていただきたいと思えます。要望しておきます。

あと1点、よろしいですか。

○高木健次委員長 どうぞ。

○城下広作委員 次は、道路瑕疵の部分で、9ページとか、2件ほど道路瑕疵の部分がありました。毎回似たような形で、今からも梅雨にどんどんなってくるので、台風も来る、そうすると県道の近くに木が倒れる、倒木する、ちょうど竹なんか弓みたいになっている、これに当たって結果的に県が何かしらの管理瑕疵を問われて賠償をします。だけど、この大本は、もともと持ち主がいて、山の所有者がいて、この所有者の本来は管理という責任もあるはずなんですけれども、いつもこの方たちは、別に賠償するというのはほとんど聞いたことがないんです。ほとんど道路管理者、県が払わなければいけない。これは、全然この人には払う責任は発生しないんですかね。要するに、土地の所有者には何も発生しない。大きい木が倒れる。もともとその木は個人所有の山だった、それが道路にどんと横になって倒れた、それにぶち当たって車でけがした、そしたら、補償は県がする。これは責任はないんでしょうか。どうでしょう。

○吉ヶ嶋道路保全課長 今回の事故は、道路敷ではございましたが、これまで、委員御指摘のとおり、民地方の竹林等が倒れて、それで被害に遭ったという事案はございます。一義的には、やはり民地、そこの所有者の責任になるということでございますけれども、非常に竹が垂れてくるような、塞ぐような、そういう危険性が高い場合、緊急を要する場合、我々県のほうから事前に所有者に伐採等を依頼するような指導ができればいいんです

けれども、そういったところも、所有者不明の土地であったり、あるいは非常に現場的には急ぐといった場合には、そこがなかなか指導が行き渡らないといったときには、どうしても過去の判例等から、道路管理者のほうで管理上の過失を認められるというふうなところがございまして、これまでもそういう民地方の倒木等の事案につきましては、道路管理者のほうで賠償を負うというふうなところでございます。

以上でございます。

○城下広作委員 例えば、台風で電柱の電線が、ばたばたと杉の木とかなんか風で倒れて切れるでしょ。これは、所有者がわからぬから勝手に木を切れないんですよ。だから、結局、電線の復旧が遅れたりとか。だから、いつもこういうことが災害のたびに起こって、復旧が遅れると。まして、今度、電線じゃなくて道路に木等が全部倒れたら、一応所有者の許可を取らぬと、ある意味、勝手に切れぬもんだから、そのまま結局車が行けない状態になると。道路をパトロールして、明らかに危ないような山とかあったら、山の所有者とか斜面の所有者とか、そういう方、あらかじめ自分の管理もしておかないと、自分の所有ですからという形で、それは意識を持たせるという機会もつくつとかないと、ずっと同じようなことになるという感じがします。あるところは、事前に危ないから木切ったら、なぜ勝手に切ったかと言うて、ものすごく、今度は補償を求める場合があるんですよ。災害のときは別に知らないと言いながら、いざ、こちらが事前にしたら、何で勝手にしたかと補償金を求める、こういうおかしな話も出てくるから、やっぱりこういうしっかり所有者のいわゆる責任というか、倒木、倒壊の形の分のそういう責任ということで、しっかり広報とかいろんな形で言ってもらわないと、いざとなったときにスムーズに作業がで

きないということが、今後災害がある意味では起こり得る季節になりましたので、よく考えていただきたいという要望でございます。

○高木健次委員長 いいですか。

○城下広作委員 はい。

○吉ヶ嶋道路保全課長 1つだけ補足をさせていただきます。

我々といたしましては、そのような民地への啓発といいますか、リーフレットを作成しまして、いわゆるそういう民地所有者に対して樹木や伐採の管理に係る啓発を行ってきてはおります。ただ、委員がおっしゃられるように、それがなかなか現場に行き渡っていないというようなところはあるかと思っておりますので、今後とも、そういったところは、パトロール、ソフト的な対策も含めて、さらなる強化を頑張りたいと思います。

以上でございます。

○河津修司委員 松田委員の関連になりますが、この繰越明許、これは、昨年末の国の補正予算、これによって最初から繰越しを予定していたとか、そういった予算はないんですか。

○木山監理課長 今おっしゃられた令和元年度の2月補正で組ませていただきました139億円、こちらについてもこの中に入ってございます。この中の予算の一つでございます。ですから、527億繰り越しておりますが、この金額の中にその補正分も入ってございます。

○河津修司委員 分かりました。

それと、土木部長の最初の挨拶の中にあっただんですが、阿蘇へのアクセスルート、57号の北側ルート、10月という話なんです、

これは国のすることですから国に聞いたほうが分かるかと思うんですが、実際、10月というのは、予定ですけども、詳しくその辺が分かればですね。それとか、阿蘇大橋のほうも来年の3月と言われておりますが、この辺は順調にいつているんでしょうか。その辺の状況はどうなんでしょうか。

○森道路整備課長 先日、国のほうから、そういった復旧ルート of 現道のほうが10月という形での発表をいただいております。そして、阿蘇大橋については3月という形で発表いただいております。実際、具体的なところまでは、そこまでの情報ではございますけれども、今のところ、いろんなコロナによる工事への中止とか、そういうことは出ておりませんので、それに向けて順調に工事のほうは進んでいるということで聞いております。

以上です。

○河津修司委員 分かりました。

○高木健次委員長 ほかに質疑は。

○岩田智子委員 私、初めて建設委員会に所属ということで、本当に基礎的なことをお聞きするんですけども、まず、5ページ、国庫による白川の熊本市の改修事業についてですけども、熊本市に住んで、大甲橋から銀座橋ぐらいのところ、いつも通ると、今雨で水かさが増えていますけれども、水がまだないとき、すごいやっばり底がいっぱい土砂が埋まっているというか、天井川とか言われますけれども、何かそういうののしゅんせつもこれに入っているのかというのが1つ。

それから、先ほど、城下委員からレッドゾーンの話がありましたが、崖のところもちょっと同じようにお聞きしたいと思っております。

それから、10ページの県営住宅の改修につ

いてなんですけれども、ちょっと具体的に、どこでどういうものなのかを教えてくださいたいです。

以上です。

○古城河川課長 まず、白川等の掘削の件でございますが、こちらの予算は、5ページというところの上から2段目の河川掘削事業費のほうで、掘削等についてはする予算となっております。

その4段目の河川改修事業費は、国庫補助による改修事業になりますので、例えば、橋梁を架け替えたりするとか、港湾を造ったりとかする費用がこちらのほうに計上されているということでございます。

○小路永建築課長 建築課でございます。

9ページのがけ地近接等危険住宅移転事業費についてでございますが、補正前の額が1,000万、補正後が1,500万円という形になっております。

この中身につきましては、砂防課のほうからも御説明ありましたが、危険地区からの移転ということに合わせて、もともと崖地に近接する場合に国庫補助事業がありまして、両方の要件に該当する場合には、建築課のほうから補助をするという形のすみ分けがされていまして、このがけ地近接移転事業につきましては、当初で2件分、今回の補正で3件分になります。昨年の事業の実績としまして、5件分という形になりますので、昨年並みの予算の要求をしているところであります。

以上でございます。

○折田住宅課長 委員御質問の県営住宅の改修でございますが、10ページの公営住宅ストック総合改善事業費の補正の分でございます。これは、具体的に申しますと、県営住宅の住戸内において、トイレや浴槽、段差の解消、手すりの設置など、入居者の安全や良好

な住環境の確保のために整備を行うものでございます。

今年度は、この補正予算としましては、東本町、あと、武蔵ヶ丘、この辺の住戸の改善というのをやる予定でございます。

また、老朽化しまして水質悪化が懸念される給排水設備がございますので、その改修も行うこととしております。

以上でございます。

○岩田智子委員 ありがとうございます。

○古城河川課長 補足説明を。

委員のお尋ねがあった大甲橋、銀座橋の付近は、国直轄区間になりますので、その部分の掘削は国のほうでされるということでございます。県管理の分は、さっきの予算で行うということになっております。

以上です。

○岩田智子委員 本当に基本的なことでありありがとうございます。

小碓橋までは国なんですよね。だから、国に要望していただきたいなというふうに思います。後の詳しい御説明もありがとうございました。本当にいつも安心、安全を考えていただいて感謝をしております。ありがとうございます。

○高木健次委員長 ほかに。

○松田三郎委員 私も、資料5ページの河川掘削、古城課長にちょっとお尋ねしますが、たしか有利な緊急浚渫推進事業債が令和2年から認められて、充当率100%、交付税措置率70%、非常に有利な起債だと思っております。

私の地元の球磨郡というのは、小さい町村が9つありまして、町村の県に対する要望の大体トップクラスが河川のしゅんせつです。

河川掘削であります。

今日、どっかいらっしゃいますね。下水環境課長の森課長は、3月まで球磨の土木部長で、非常にてきばきとさばいていただいて、この場を借りて厚く御礼申し上げたいと思いますが、たしか前までは、我々が振興局にお願いしても、単県でやりますので、どれぐらいですかと聞くと非常に心細い金額で、大体これはもう早う言いなはったもん勝ちですよというぐらいの予算でありました。その後が、たしか、いわゆる防災・減災、国土強靱化等々、大分集中的に掘削をしていただいたと。それが前提の話ですよ。それが今回、5年間でしょうか、今のところ。その緊急の事業債というのが使えるようになった。大体そういう流れでいいんですか、理解は。

○古城河川課長 河川課でございます。

強靱化のときに2年間ぐらい、緊急事業債というのがあって、それでやっていたんですけども、今回、本年から5年間で緊急浚渫債というのが枠取りというか、制度化されました。今年度、初年度に当たりますので、委託費も使って、基本的には全体計画を立てまして、全体計画を立てた中で、今後5年間で取り組むこととしております。そのため、本年度並みの予算で、5年間ぐらいは必要なところを計画的に掘っていく予定で進めているところです。

○松田三郎委員 じゃあ2年ぐらい、緊事債というのはあまり有利な起債じゃなかった。

○古城河川課長 ちょっと事業の趣旨が、前回のはいろいろな改築等もできていたんですけども、浚渫債につきましては、そのしゅんせつにちょっと特化した起債ということになります。起債の率については、基本的には同じ率になっております。

○松田三郎委員 それは、確認ですけども、じゃあ市町村もそういう計画をつくれれば同じ条件で起債を起こせるということですか。

○古城河川課長 市町村の場合も、計画を立てて要望すればできるという制度になっています。

○松田三郎委員 その場合、しゅんせつだから、大体うちあたりだと、しゅんせつプラス樹木伐採とかもセットでやっていただくことが多いけれども、それは対象にならぬわけですか。

○古城河川課長 それも対象になっております。樹木伐採等もできる場所になります。

○松田三郎委員 じゃあ、最後に1点ですけども、今はどうか分かりませんが、河川掘削の場合に、土砂しゅんせつの場合に、国交省なんかは環境にあまり負荷をかけないようにということで、水面から出とる分だけ取りなさいというような時期があったんです。この場合、大体河床といいますか、下のほうまで掘るケースもあると思いますけれども、それはケース・バイ・ケースなのか、それとも何か一定のルールがあるのかなど。

永松さんでも結構ですけども。

○永松総括審議員 河川港湾局長の永松でございます。

大きな河川の場合は、できるだけ生態系への影響を考慮して、同じ形で全体的に切り下げるとか、それから水が流れないところを、陸地になっているところを切るとか、掘削するとかということで流下能力を上げるようなことをやっております。

ただ、県の河川の場合には、かなり川幅が

狭い河川で、全体的に水が流れるところがあったりしますので、そういうところでは、やはり生態系に配慮しながらやりますけれども、川の水の中を掘削というのもやっているところでございます。

○松田三郎委員 じゃあ、大きい、大きくないは、大体1級、2級とか、国管理、県管理というような基準と考えていいんですかね、ざっくりとした話。

○永松総括審議員 御存じのとおり、大きな河川といえば、白川ですとか、球磨川ですとか、そういった特に人口が集中しているところというイメージでございまして、そこを国が管理しているということでございます。

県の管理につきましては、1級河川であっても上流部分は県で管理しているところがございます。明確に川幅が幾つだったら国、幾つだったら県というのは特段ございませんけれども、資産等を見ながら、国によって管理の区分をされているということでございます。

○松田三郎委員 分かりました。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第19号及び第20号について、一括して採決をしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外2件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外2件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が2件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から説明をお願いします。

○木山監理課長 監理課でございます。

報告事項1をお願いいたします。

こちらは、新型コロナウイルス感染症に係る土木部の主な取組について御報告させていただきます。

土木部では、新型コロナウイルス感染症拡大防止や県民の負担軽減を図るために、主に以下の措置を講じてまいりました。

まず、全般として、県発注工事や業務の一時中止措置等については、全ての受注者に対して意向を確認し、申出があった工事等について、一時中止措置を実施しております。これまでに一時中止を行った件数は16件ですが、現在は全て再開しており、一時中止措置中の工事はありません。

次に、道路関係ですが、(1)道路情報板、道路看板を活用し、県をまたぐ移動自粛の注意喚起を行うとともに、道の駅において、貼り紙による移動自粛のお願いを実施してまいりました。

また、(2)道路占用料の徴収に当たりましては、納期限内の納付が一時的に困難となった占用者に対して、最長6か月徴収猶予をすることといたしております。

さらに、今般、県管理道路におけるテラス営業などのための許可基準を緩和したところ です。

次に、港湾、空港関係ですが、(1)県管理港湾を利用する定期旅客事業者や天草空港を利用する天草エアラインに対しまして、岸壁や棧橋の使用料、着陸料や停留料等を最長6か月徴収猶予することといたしております。

また、(2)くまモンポート八代につきましては、4月1日に供用開始を予定していましたが、現在、供用開始予定を延期しております。

次に、公園関係ですが、水俣広域公園において、テニスコートなどの利用停止やバラ園の閉鎖を行うとともに、感染防止のための注意喚起の看板を設置してまいりました。

最後に、住宅関係では、県営住宅入居者に対する家賃軽減措置について、これまで翌月以降に適用されていたものを、特例として申請書を受理した月から適用するとともに、住民票や所得証明書などの添付書類の簡略化を実施いたしております。

以上が土木部の主な取組状況ですが、今後とも、引き続き、新型コロナウイルス感染防止対策等にしっかりと取り組んでまいります。

監理課からの報告は以上です。

○古城河川課長 河川課でございます。

報告事項2を御覧ください。

立野ダム建設事業の事業評価について報告します。

国土交通省は、今月の6月5日に白川・緑川学識者懇談会が開催され、事業の進捗状況や全体事業費等について審議がなされ、引き続き、事業を継続するとの対応方針の原案が了承されました。

事業評価の審議内容について御説明します。

事業進捗の見込みですが、令和元年度末の事業費ベースで約62%でございます。

裏面の参考資料を御覧ください。

写真は、立野ダム予定地を上流から下流に向けて撮影した写真となります。

白の破線で囲んでおります箇所が、ダムが建設される位置となります。

平成30年度から本体基礎掘削を開始しております。現在、約9割の基礎掘削が完了している状況となっております。今年度の秋頃から本体コンクリート打設に着手する予定となっております。令和4年度の完了に向けて順調に工事は進んでいると聞いております。

表に戻っていただきまして、中段の事業費の変更について御説明します。

全体事業費について、約917億円から約1,160億円に増額されています。

今回の見直しの主な要因は、括弧の中に記載しておりますとおり、社会的要因変更、これは、労務費等の単価の増によるものや消費税の増額による変更ですが、114億円の増額となっております。

次に、熊本地震の対応として、工事用道路の復旧やのり面対策等による変更が約108億円の増額、それから基礎掘削や基礎処理等現場条件等による変更が約26億円の増額となっております。そのほか、コスト縮減等が5億円と減額になっておりまして、合計で243億円の増額となっております。

今回の立野ダム事業費増については、社会的要因の変化や熊本地震の被害からの復旧であり、事業者にとって、やむを得ない、必要不可欠な増額であると考えられます。

今回の事業評価に当たっては、事前に知事意見を提出しております。

下段の破線囲みを御覧ください。

知事意見として、対応方針(原案)について、異存ない旨の回答と併せて、環境面への

評価などについては様々な意見があるため、今後も説明責任を果たしていただくこと、コスト縮減及び環境保全対策について、引き続き、十分検討していただくことをお願いしているところです。

説明は以上です。

よろしく申し上げます。

○高木健次委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○岩田智子委員 1つは、コロナウイルスの関係で、くまモンポート八代の件なんですけれども、くまモンポート視察をさせていただいて、とても整備されて、くまモンもいっぱいいて、子供たち、出てきたら喜ぶだろうなというふうに思ってお見させていただきました。日本庭園なんかも、竹林かな、いろいろできて、海もあって、クルーズ船が来ればよかったんですが、それが駄目ということで、すごく残念に思っていますが、今後、説明あったかと思いますが、具体的に予定とかまだ未定ですが、今後どういうふうに具体的に考えられているのか、もう少し詳しく教えていただけませんか。

○原港湾課長 港湾課長でございます。

まず、くまモンポート八代についてのオープン時期はまだ未定でございます。

それと、その中にくまモンパークというのがございますが、そちらについては、ビッグくまモンとかいろいろおるんですけれども、そちらの供用開始については、やはりちょっと全国的に有名なもんですから、遠方からお客さんが来られるということがあるので、やはりちょっとそういうことを考えると、あまり時期尚早に開けるのはちょっと難しいのかなと思っております。

その上で、くまモンパークについては、ロイヤル・カリビアン社が整備しておりますので、今後、新型コロナウイルスの感染症の状況、また、クルーズ船の寄港予定など、そういった状況を慎重に見極めた上で、ロイヤル・カリビアン社と協議して、オープンが、時期が決まれば速やかに公表したいというふうに考えております。

以上でございます。

○岩田智子委員　すごく何か今もったいないなというふうに思っているの、地元の人だけでも何か利用できないのかなとか、いろいろ考えました。コロナの関係もあって、くまモンといえばいろんなところから来るのは想定はできますけれども、ぜひ有効活用というか、多額の税金使っていますので、有効活用していただきたいと思っています。

続けて、立野ダムのこともいいですか。

立野ダムに関しては、私たちずっと一般質問でも、うちの会派もこの前、西さんも質問されましたけれども、4年前の地震とかあって、このままの917億からやっぱり大きくなるのではないかなという懸念はずっと思っていました。今回、やっぱりそうかというふうに思っています。

これから梅雨時期、それから地震もわかりませんが、いろんな災害があつて、また何かが起こると、やっぱり大きくなっていくという不安を持っているんですけれども、どうでしょうか。

○古城河川課長　国土交通省からは、事業の進捗も進んでおり、最終段階になっているということで、今回の増額を想定されております。基本的には、今の増額はないということで伺っております。

○岩田智子委員　それならばというふうに思うんですけれども、これもやっぱり大きな多

額の税金がかかっています。県の負担もやはりあります。そして、知事が言われているように、いろんな環境面に関しての影響とかあられるというようなことを国に言っているの、本当にありがたいなと思うんですが、5億円のコスト削減のことを意外と大きく言われて、何か増えるもんが大きいので、すごくどうなのかなと思っている。ダムを造るということも、県民の安心、安全に関しては、私も専門家じゃないので、国交省を見れば、もうやっぱり造るべきなのかなと思うし、そうではない専門家のいろんな意見を聞くと、やっぱりそうなのかなというふうにも思うし、その辺は分からないんですけども、やっぱり最初にこういう917億というふうにして、急にやっぱり4年、地震からこれだけたって大きくなったというのがすごく残念でなりません。そういうことも意見として言わせていただきます。

そして、先ほども言った白川のしゅんせつ、菊陽とか大津とかは、よく県の管轄でされているのを見たこともあります。国が何年前前にすごく大きなしゅんせつ作業されていたんですが、またすぐたまるんだなと思っていますので、その辺もしっかり国のほうにも、私からも言いますけれども、県のほうからもよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○高木健次委員長　ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長　なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。

○松田三郎委員　最近よく聞くことで、主に建築だと思いますけれども、いわゆる職人さんの大工さんとか左官さんとかそういう人が、これは、例えば農業とか商業も一緒かも

しませんが、非常に若い人とか後継者がいなくて、だんだんだんだん、これ、何か廃れて、寂れて、いざ、お願いしようと思ったらもう辞めとんなはったとか、少のうなとったという話を聞きます。これ、たしか建設産業振興プランとかにも、改正のたびそういう項目が入っていたかと思えますし、県でいうと商工観光労働部のほうで、技術短大とか職業訓練センターとか、また、いろいろなところでもそういう訓練なり、そういう育成なりというのはやっていたらいいと思っております。

そしてまた、これ、ほかの産業も一緒ですが、育てても、例えば、その業種、業態に仕事があればやっぱり離れてしまうとか、非常に民間にもお願いしなければならない難しい面もあるかと思いますが、あるいは今民間の工法も、プレハブメーカーが、あまり技術もなくてと言っちゃ失礼ですけども、早くぱっとできる工法が圧倒的に多くなると、いわゆる職人さんたちがいなくてもできるというのが主流になってくると、なかなかニーズも少ないのかなと、いろいろな難しい面も考えております。

そこで、商工観光労働部は労働部でやって連携も取っていただいていると思いますが、何か土木部でこういうことをやっていますとか——それは調べれば分かることなんで、今後こういうことを、その点はこういう認識でこういうことをしていこうと思えますとか、今の時点で何かあれば教えていただきたい。なければ、また今後の課題としても検討していただきたいというお願いでございますが…

○木山監理課長 建設産業の人材確保、育成についてでございますが、今委員おっしゃったとおり、県では、建設産業振興プランというのを策定いたしまして、今後の人材確保等について取組を進めているところでございま

す。

時間軸としまして少し中長期的にはなるんですが、高校生、中学生、小学生等を対象にしたいろいろな人材確保の取組をしていく一方で、やはり即戦力を育成していかなければならないというようなこともございますので、例えば、各建設産業の方々が、新たに40歳未満の正規雇用された方を一定期間職業訓練施設等で訓練をされる場合については、その若年者の賃金の一部を助成する制度をつくってございましてとか、あとは、土木系の若手技術者の方がいろいろな研修を積む機会として、県の建設技術センターと連携をして育成する機会を設けたりとか、そういった取組を幅広くやっているとございまして。

これは、これをやれば確実に増えるという政策ではないものですから、いろいろな取組を複合的にやりながら人材確保、育成に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○松田三郎委員 私の地元にもありますよ。球磨工業高校なんかですね、伝統建築コースがあつて、ある意味じゃ教育庁とも連携を取っていただく場合もあるかもしれません、工業系の学校においてはですね。もっと強くそういう意識を持って学校の先生とかに——のがあるかと思えます。

ぜひ商工観光労働部は、やっぱりほかの業種も含めての訓練なり、育成をなさるわけでしょうから、土木部はもっと強く、土木部内でもっと支援していくということも考えていただければと、これは要望でございます。

以上です。

○折田住宅課長 委員の御要望と申しますか、現在の住宅課でしている事業でございますけれども、工業高校の建築を学ぶ学生さん、現場の見学会というのをやっております。ふだん工業高校の生徒さんは、机上が多

くて、なかなか現場を見る機会がないということで、もう大分になりますけれども、バスで現場に連れて行って、そこで施工者の方に、あるいは設計者の方に説明して、じかに木造住宅の現場を見ていただくというふうな形を取っております。

追加といたしますか、補足の説明でございませぬ。

○高木健次委員長 いいですか。

○松田三郎委員 はい。

○岩田智子委員 水俣市とか八代とか宇土市とか、市庁舎を新しくするために仮庁舎を造っている自治体があって、その仮庁舎のときに、2階建てとか3階建てとかするときに、バリアフリーの観点で、やっぱりエレベーターをつけてほしいという御意見がいろいろあるんですが、今3つのところはついていないんですね、仮庁舎には。これからいろんな行政で、役場とかそういうところ、みんなが来るようなところなので、ぜひ県として、そういう指導というかな、やっぱりそれは必要なんだというようなことを言っていたきたいなというふうに思っているの、何かあればいいんですけども、要望です。

○高木健次委員長 いいですか、じゃあ要望で。

○岩田智子委員 はい。

○高木健次委員長 ほかにありませんね。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望書が3件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第3回建設常任委員会を閉会します。

午前11時17分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

建設常任委員会委員長